新潟市延長保育事業補助金交付要綱

（趣　旨）

第１条　私立認可保育所、私立認定こども園、地域型保育事業（ただし家庭的保育及び居宅訪問型保育は除く）実施施設（以下「保育所等」という。）における、保育必要量に応じて保育所等が定めた利用時間帯（以下「保育実施時間」という。）の前後における延長した保育（以下「延長保育」という。）を円滑に推進するため、保育所等が行う延長保育事業について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成１６年規則第１９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

（交付対象事業）

第２条　この補助金は、保育所等が新潟市延長保育事業実施要綱に基づき、保育実施時間の前後の時間において、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置し、かつ、次の要件を満たし延長保育を実施する事業を交付の対象とする。

ただし、申請時点で市税を滞納している者が実施する事業は除く。

２　対象児童（次の各号を満たすこと）

（１）　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項第２号又は第３号の支給要件を満たし、同法第２０条第１項により市町村の認定を受けた児童。

（２）　原則として保育所等に対して利用を申し込み、かつ、やむを得ない理由により延長保育を利用した児童。

３　延長時間区分

（１）　短時間認定

ア　１時間延長

開所時間内で、保育所等が設定した短時間認定児の保育実施時間を超えて１時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること。

イ　２時間延長

開所時間内で、保育所等が設定した短時間認定児の保育実施時間を超えて２時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること。

ウ　３時間延長

開所時間内で、保育所等が設定した短時間認定児の保育実施時間を超えて３時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること。

エ　開所時間を超えた延長

標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、標準時間認定児と合算して算出すること。

（２）　標準時間認定（３）を除く

ア　１時間延長

開所時間を超えて１時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が３人以上いること。

イ　２時間延長

開所時間を超えて２時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が３人以上いること。

ウ　３時間以上の延長

イと同様１時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が３人以上いること。

エ　３０分延長

アからウに該当しないもので、開所時間を超えて３０分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること。なお、開所時間が１時間を超える場合は、延長時間区分を１時間延長（３人未満）とする。

（３）　標準時間認定（小規模保育事業及び事業所内保育事業（定員１９人以下）並びに私立認可保育所、認定こども園及び事業所内保育事業（定員２０人以上）において、

夜１０時以降に行う延長保育）

ア　１時間延長（２人以上）

開所時間を超えて１時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が２人以上いること。

イ　２時間延長

開所時間を超えて２時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること。

ウ　３時間以上の延長

イと同様１時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること。

エ　３０分延長

アからウに該当しないもので、開所時間を超えて３０分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること。なお、開所時間が１時間を超える場合は、延長時間区分を１時間延長（２人未満）とする。

（４）　雑則

ア　前３号において、延長保育は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。

ただし、第１号において、保育所等が設定した短時間認定を行う時間上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が１人以上いる時間を前後合算して算出すること。

イ　前３号のエを除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。

また、平均対象児童数は、年間の延長時間区分における各週の最も多い利用児童数をもって平均し、小数点第一位を四捨五入して得た数とすること。

（交付額）

第３条　この補助金の交付額は、別表に定められた額と事業実施に要した経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較しいずれか低い方の額とする。なお、新潟市延長保育事業実施要綱第５条３号のうち放課後児童健全育成事業と合同で保育を実施する場合には、それぞれの対象児童の保育の実施に係る費用を按分し、それぞれの事業の対象経費として補助するものとする。また、保育所等が新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担における規則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 53 号）別表左欄階層区分に規定するＡ階層及びＢ階層に属する対象児童について保護者負担額の免除を行った場合については、実際に免除した額を交付するものとする。

（交付の申請）

第４条　この補助金の交付を受けようとする保育所等を運営する事業者は、別記様式１による「補助金交付申請書」を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第５条　市長は、第４条に定める交付の申請を受けたときは、申請書等を審査し、補助金の交付の適否を決定し、別記様式２による「補助金交付決定通知書」により申請を行った事業者に通知するものとする。

（変更の申請）

第６条　この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更しようとする場合には、別記様式３による「補助金変更交付申請書」を速やかに市長に提出しその承認を得なければならない。

２　市長は前項に定める変更交付の申請を受けたときは、申請書等を審査し、適正と認められるときは交付額の変更を決定し、別記様式４による「補助金変更交付決定通知書」により申請を行った事業者に通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第７条　補助金の支払いは、第５条に定める補助金の交付を決定したときは、概算払いができるものとする。

（実績報告）

第８条　第６条に定める交付の決定を受けた事業者は、事業の完了後、速やかに別記様式５による「実績報告書」を作成し、市長に提出しなければならない。

（事業計画の軽微な変更）

第９条　事業計画の変更が、新潟市補助金等交付規則第 10 条に基づく軽微な変更に該当する場合は、事業者は、様式６による「補助金変更交付申請書兼実績報告書」を速やかに市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

（補助金の交付）

第１０条　市長は、第８条に定める実績報告を受けたときは、報告書等を審査し、その結果を別記様式７による「補助金確定通知書」により事業者に通知するとともに、補助金を交付する。ただし、第９条に定める変更交付申請兼実績報告を受けたときは、別記様式８による「補助金変更交付決定兼確定通知書」により事業者に通知するとともに補助金を交付する。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１２月１１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１１月８日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月８日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

基準額は、実施保育所等ごとに次の（１）から（３）により算定された額とする。ただし、次の（１）から（３）ともに事業期間が６か月未満の施設にあっては、１か所当たり年額に２分の１を乗じて得た額とする。

（１）　短時間認定（在籍児童１人当たり年額）

次のアからウのいずれかに該当する基準額を短時間認定の基準額とする。

ア　保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員２０人以上）

延長時間区分	基準額
１時間	20,200 円
２時間	40,400 円
３時間	60,600 円

イ　小規模保育事業

長時間区分	Ａ型・Ｂ型基準額	Ｃ型基準額
１時間	14,000 円	17,700 円
２時間	28,000 円	35,400 円
３時間	42,000 円	53,100 円

ウ　事業所内保育事業（定員１９人以下）

延長時間区分	基準額
１時間	12,900 円
２時間	25,800 円
３時間	38,700 円

（２）　標準時間認定（１事業当たり年額）

次のアからウのいずれかに該当する基準額及びエの基準額の合算を標準時間認定の基準額とする。

ア　保育所及び認定こども園

延長時間区分		基準額
夜１０時に至らない延長	夜１０時以降の延長	
３０分・１時間（３人未満）	３０分・１時間（２人未満）	600,000 円
１時間（３人以上）	１時間（２人以上）	1,760,000 円
２時間・３時間	２時間・３時間	2,761,000 円
４時間・５時間	４時間・５時間	5,673,000 円
６時間・７時間	６時間・７時間	6,704,000 円

イ　小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園調理等	３０分・1時間（２人未満）	600,000 円	600,000 円	600,000 円
	１時間（２人以上）	1,422,000 円	1,422,000 円	1,422,000 円
	２時間・３時間	1,760,000 円	1,760,000 円	1,760,000 円
	４時間・５時間	4,366,000 円	4,366,000 円	4,346,000 円
	６時間・７時間	5,092,000 円	5,092,000 円	5,071,000 円
その他	３０分・1時間（２人未満）	600,000 円	600,000 円	600,000 円
	１時間（２人以上）	1,375,000 円	1,375,000 円	1,375,000 円
	２時間・３時間	1,605,000 円	1,605,000 円	1,605,000 円
	４時間・５時間	3,524,000 円	3,524,000 円	3,503,000 円
	６時間・７時間	3,944,000 円	3,944,000 円	3,923,000 円

※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウにおいて同じ）

ウ　事業所内保育事業

	延長時間区分		定員 20 人以上	定員 19 人以下	
	夜１０時に至らない延長	夜１０時以降の延長		Ａ型	Ｂ型
自園調理等	３０分･1 時間（３人未満）	３０分･1 時間（２人未満）	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	１時間（３人以上）	１時間（２人以上）	1,619,000 円	1,308,000 円	1,308,000 円
	２時間・３時間	２時間・３時間	2,540,000 円	1,619,000 円	1,619,000 円
	４時間・５時間	４時間・５時間	5,220,000 円	4,017,000 円	4,017,000 円
	６時間・７時間	６時間・７時間	6,168,000 円	4,685,000 円	4,685,000 円
その他	３０分･1 時間（３人未満）	３０分･1 時間（２人未満）	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	１時間（３人以上）	１時間（２人以上）	1,406,000 円	1,265,000 円	1,265,000 円
	２時間・３時間	２時間・３時間	1,828,000 円	1,477,000 円	1,477,000 円
	４時間・５時間	４時間・５時間	3,875,000 円	3,242,000 円	3,242,000 円
	６時間・７時間	６時間・７時間	4,542,000 円	3,628,000 円	3,628,000 円

別記様式１（第４条関係）

年　　月　　日

（宛先）新 潟 市 長

施設名

申請者　施設設置者名

代表者名

年度　新潟市延長保育事業補助金交付申請書

新潟市延長保育事業補助金交付要綱第４条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の名称

２　補助事業の開始年月日

　　及び完了(予定)年月日

３　交付申請額

４　概算交付希望の理由

５　添付書類

６　情報の公表内容、方法及び時期

別記様式２（第５条関係）

新　　第　　号

年　　月　　日

様

新潟市長　　印

年度　新潟市延長保育事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付の決定をしたので、新潟市延長保育事業補助金交付要綱第５条の規定に基づき、通知します。

記

１　補助事業の名称

２　交付決定額

３　補助事業の目的及び内容

４　支払予定日

別記様式３（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）　新 潟 市 長

施設名

申請者　施設設置者名

代表者名

年度　新潟市延長保育事業補助金変更交付申請書

年　　月　　日付け新　第　　号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、新潟市延長保育事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、申請します。

記

１　補助事業の名称

２　変更交付申請額

　　交付決定済額

　　差引申請額

３　変更理由

４　添付書類

別記様式４（第６条関係）

新　第　　号

年　　月　　日

様

新潟市長　　印

年度新潟市延長保育事業補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付け新　第　　号で交付決定した新潟市延長保育事業補助金については、　　年　　月　　日付け変更交付申請により、下記のとおり変更したので、新潟市延長保育事業補助金交付要綱第６条第２項の規定に基づき、通知します。

記

１　補助事業の名称

２　交付済額

３　変更交付決定額

４　変更理由

５　追加交付額

６　追加交付予定日

別記様式５（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）　新 潟 市 長

施設名

申請者　施設設置者名

代表者名

年度　新潟市延長保育事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け新　第　　号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市延長保育事業補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の名称

２　事業の完了年月日

３　交付決定額

４　交付済額

５　精算額

６　情報の公表の状況

７　添付書類

別記様式６（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）　新 潟 市 長

施設名

申請者　施設設置者名

代表者名

年度　新潟市延長保育事業補助金変更交付申請兼実績報告書

年　　月　　日付け新　第　　号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市延長保育事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき下記のとおり申請し、併せて報告します。

記

１　補助事業の名称

２　変更交付申請額

　　交付決定済額

　　差引申請額

３　補助事業の完了（変更）年月日

４　変更の理由

５　既交付済額

６　精算額

７　情報の公表の状況

８　添付書類

別記様式７（第 10 条関係）

新　第　　号

年　　月　　日

様

新潟市長　　印

年度新潟市延長保育事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった新潟市延長保育事業補助金について、下記のとおり額の確定をしたので、新潟市延長保育事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、通知します。

記

１　補助事業の名称

２　交付決定額

３　交付済額

４　確定額

別記様式８（第 10 条関係）

新　第　　号

年　　月　　日

様

新潟市長　　印

年度新潟市延長保育事業補助金変更交付決定兼確定通知書

年　　月　　日付けで変更交付申請兼実績報告のあった新潟市延長保育事業補助金について、下記のとおり変更の決定及び額の確定をしたので、新潟市延長保育事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

記

１　補助事業の名称

２　既交付決定額

３　変更交付決定額及び確定額

４　交付済額

５　変更理由

６　追加交付額